

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【公開番号】特開2012-55682(P2012-55682A)

【公開日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2012-012

【出願番号】特願2011-150069(P2011-150069)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月30日(2012.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技動作を制御する制御回路が形成された制御基板と、少なくともベース部材および蓋部材に分割された箱状に形成され、内部に前記制御基板を収納する基板ケースと、ICタグを有して前記基板ケースに貼付されるICタグシールとを備えた遊技機であって、

前記ICタグシールは、前記ベース部材および前記蓋部材に形成されたタグ貼付面に前記ベース部材および前記蓋部材に跨った状態で貼付され、

前記タグ貼付面に沿った方向にスライド移動させて前記タグ貼付面に貼付された前記ICタグシールの表面全体を覆う閉鎖位置に装着されるとともに、前記閉鎖位置から逆方向にスライド移動させることにより取り外せるように構成されたカバー部材と、

前記カバー部材に形成された取付孔に外側から差し込まれて前記カバー部材に取り付けられる破断部材とを備え、

前記タグ貼付面を横切って前記カバー部材のスライド移動方向に延びるスリットが形成され、

前記スリットの端部は、前記ICタグシールの破断を開始する破断スタート位置として設定される前記タグ貼付面から逸脱する位置まで延びて形成され、

前記破断部材を取り付けるために前記カバー部材に形成された前記取付孔は、前記カバー部材が前記閉鎖位置に装着されたときに、前記タグ貼付面から逸脱した位置まで延びた前記スリットの端部と対向する位置に配置され、

前記破断部材は、前記カバー部材が前記閉鎖位置に装着された状態において前記取付孔に差し込まれると、前記破断スタート位置に設置され、前記カバー部材が前記閉鎖位置からスライド移動されて取り外されるのに伴って、前記タグ貼付面に貼付された前記ICタグシールを破断するように構成されたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記破断部材は、前記取付孔に外側から差し込まれて前記カバー部材に取り付けられると、外側からは前記取付孔から抜き取ることができないように前記カバー部材に取り付けられることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記カバー部材は、前記破断部材が取り付けられずに前記閉鎖位置に装着されたときには、前記タグ貼付面に貼付された前記ICタグシールの表面全体を覆う着脱可能なカバー

として機能することを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、遊技動作を制御する制御回路が形成された制御基板と、少なくともベース部材および蓋部材に分割された箱状に形成され、内部に制御基板を収納する基板ケースと、ICタグを有して基板ケースに貼付されるICタグシールとを備えた遊技機に関する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

(請求項1)

(特徴点)

請求項1記載の発明は、次の点を特徴とする。

すなわち、請求項1に記載された発明は、遊技動作を制御する制御回路が形成された制御基板(80)と、少なくともベース部材(52)および蓋部材(53)に分割された箱状に形成され、内部に前記制御基板を収納する基板ケース(50)と、ICタグを有して前記基板ケースに貼付されるICタグシール(12)とを備えた遊技機(1)であって、前記ICタグシールは、前記ベース部材および前記蓋部材に形成されたタグ貼付面(56A, 56B)に前記ベース部材および前記蓋部材に跨った状態で貼付され、前記タグ貼付面に沿った方向にスライド移動させて前記タグ貼付面に貼付された前記ICタグシールの表面全体を覆う閉鎖位置に装着されるとともに、前記閉鎖位置から逆方向にスライド移動させることにより取り外せるように構成されたカバー部材(60)と、前記カバー部材に形成された取付孔(60A)に外側から差し込まれて前記カバー部材に取り付けられる破断部材(70)とを備えて構成される。そして、前記タグ貼付面を横切って前記カバー部材のスライド移動方向に延びるスリット(58A, 58B)が形成され、前記スリットの端部は、前記ICタグシールの破断を開始する破断スタート位置( )として設定される前記タグ貼付面から逸脱する位置まで延びて形成され、前記破断部材を取り付けるために前記カバー部材に形成された前記取付孔は、前記カバー部材が前記閉鎖位置に装着されたときに、前記タグ貼付面から逸脱した位置まで延びた前記スリットの端部と対向する位置に配置され、前記破断部材は、前記カバー部材が前記閉鎖位置に装着された状態において前記取付孔に差し込まれると、前記破断スタート位置に設置され、前記カバー部材が前記閉鎖位置からスライド移動されて取り外されるのに伴って、前記タグ貼付面に貼付された前記ICタグシールを破断するように構成されることを特徴とする。

(請求項2)

請求項2に記載された発明は、上記請求項1に従属するものであり、前記破断部材は、前記取付孔に外側から差し込まれて前記カバー部材に取り付けられると、外側からは前記取付孔から抜き取ることができないように前記カバー部材に取り付けられることを特徴とする。

(請求項3)

請求項3に記載された発明は、上記請求項1または2に従属するものであり、前記カバー部材は、前記破断部材が取り付けられずに前記閉鎖位置に装着されたときには、前記タグ貼付面に貼付された前記ICタグシールの表面全体を覆う着脱可能なカバーとして機能することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

(請求項1の効果)

以上のように構成されている本発明は、以下に記載されるような効果を奏する。

すなわち、請求項1記載の発明によれば、ICタグシールが基板ケースを構成するベース部材および蓋部材に形成されたタグ貼付面にベース部材および蓋部材に跨った状態で貼付され、そのICタグシールの表面全体を覆う閉鎖位置に装着されるカバー部材を備えて構成される。そのため、ICタグシールがカバー部材の内部に密閉され、ICタグシールを基板ケースから剥がす際に、カミソリ等の刃物を利用することができなくなるうえ、化学薬品をICタグシールに塗布することもできなくなる。従って、ICタグシールのICチップ、無線アンテナ及び外観等にダメージを与えずに基板ケースからICタグシールを剥がすことが不可能となる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

また、タグ貼付面を横切ってカバー部材のスライド移動方向に延びるスリットが形成され、そのスリットの端部がICタグシールの破断を開始する破断スタート位置として設定されるタグ貼付面から逸脱する位置まで延びて形成される。そして、カバー部材を前記閉鎖位置に装着し、この状態において破断部材をカバー部材に形成された取付孔に差し込むと、破断部材は、前記破断スタート位置に設置され、カバー部材を前記閉鎖位置からスライド移動させて取り外すのに伴って、タグ貼付面に貼付されたICタグシールを破断するように構成される。このため、基板ケースの開放の際に、確実にICタグシールが破断され、剥がされたICタグシールの再利用を確実に不可能にすることができ、これにより、前記目的を達成することができる。